

多数の者の集合する催しにおける火災予防について

施行日：平成26年12月1日

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災（死者3名発生）を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の強化を図るため、鹿島地方事務組合火災予防条例の一部を改正したものです。

改正内容

1 祭礼等の多数の者の集合する催しでの消火器の準備（条例第18条他）

対象火気器具等（※1）を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（※2）で使用する場合には、初期消火及び被害拡大防止の観点から、消火器（※3）の準備が必要になります。

※1「対象火気器具等」とは、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある次のような器具のことをいいます。

- 気体燃料を使用する器具（ガスコンロ・ガストーブなど）
- 液体燃料を使用する器具（発電機・石油ストーブなど）
- 固体燃料を使用する器具（薪^{まき}ストーブなど）
- 電気を熱源とする器具（電気コンロ・電気ストーブなど）

※2「多数の者の集合する催し」とは、祭礼、縁日、花火大会などの一定の社会的広がりをもつものをいいます。したがって、近親者によるバーベキューや幼稚園等でのもちつき大会のような個人的つながりの行事は対象外になります。

※3「消火器」とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号で定める消火器をいい、エアゾール式簡易消火具や住宅用の消火器は除きます。



2 屋外催しに係る防火管理（条例第42条の2・第42条の3）

祭礼等の多数の者の集合する屋外での催しのうち、対象火気器具等を使用し、大規模な催しの要件（※4）に該当するものを指定催しとして指定することとしました。

※4「大規模な催しの要件」とは、次の全てに該当するものをいいます。

- ・ 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催し。
- ・ 1日当たり10万人以上の人出が予想される催し。
- ・ 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催し。

◎大規模な催しの要件に該当する指定催しを開催する場合には、次の火災予防対策が必要になります。

- ・ 防火担当者（※5）を定めること。
- ・ 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画（※6）を作成させること。
- ・ 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画に基づく業務を行わせること。
- ・ 火災予防上必要な業務に関する計画を消防署へ提出（※7）すること。

※5「防火担当者」に特別な資格等は必要ありませんが、火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行える立場の者である必要があります。

※6「火災予防上必要な業務に関する計画」の内容

- (1) 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等の及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) (1)～(5)のほか火災予防上必要な業務に関すること。

※7「火災予防上必要な業務に関する計画」を提出しなかった場合には、罰則（30万円以下の罰金）が適用されます。

3 露店等の届出（条例第45条）

祭礼等の多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には消防署へ届出が必要になります。なお、露店ごとに届出する必要はありません。催しの主催者や露店等の代表者が複数の露店を一括して届出することができます。



安心・安全に催しを楽しむために！

大規模な催しにおいては、会場に多くの人が集まり混乱が生じることで、火災発生時の消火・避難が困難になり、重大な被害を招くおそれがあります。こうした被害を未然に防ぐため、今回の改正は大規模な催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を確保することと、消防機関が催しの状況を事前に把握し、適切な指導を行う仕組みを構築することを目的としたものです。来場する方が安心して、安全に催しを楽しむことができるようご理解をお願いいたします。なお、ご不明な点につきましては管轄の消防署までお問い合わせください。

